

野焼きは法律で禁止されています

「野焼き」は、一部の例外や基準に適合した焼却設備を使用する場合等を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

例外とされる野焼きであっても、煙や灰、臭いなどで周辺住民の方の迷惑にならないようにしてください。また、火災予防のため事前に消防署への届出を行ってください。

例外とされる野焼きとは次のようなものです

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
(稻わら、畔の草など)



風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(門松、しめ縄等を燃やす行事など)

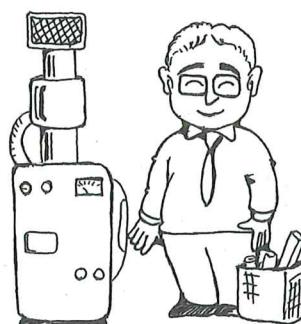


日常生活を営む上で、通常行われる軽微な焼却(キャンプファイヤーなど)



国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(災害等の応急対策、河川敷の草焼きなど)

基準を満たした焼却炉での焼却
(基準の詳細は裏面をご覧ください)



違反した場合、

「5年以下の懲役若しくは1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金、又はこの併科」という重い罰則が科されます。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号)

例外的に認められている野焼きをする場合の注意事項

- 森林又はその周囲から 1km 以内の範囲で、農業・林業を営む上でやむを得ず行う焼却のうち、その目的が下記に該当する場合は、市役所へ火入れの許可申請をしてください。
(市役所 農林水産振興課 Tel.66-1030)
 - ①地ごしらえ ②開墾準備 ③害虫駆除 ④焼畑 ⑤採草地改良
- 消防署へ事前の届出（連絡）をお願いします。
この届出（連絡）は、消防機関がたき火等の行為を知らなければ、火災と誤認して、市民の方からの通報によって消防隊が出動するおそれがあるため、最寄りの消防署へ電話連絡していただくものです。（東消防署 Tel.65-0119、西消防署 Tel.77-0119）
- 周囲に燃えやすい物がない場所で行ってください。
- 乾燥注意報等が出ている時や風の強い日は控えてください。
- 水バケツ等の消火の準備をしてください。
- 火を消すまでその場を絶対に離れないでください。
- 消火後は、必ず消えたか確認してください。
- 野焼きは明るい時間に行ってください。

焼却炉及び焼却方法の基準

【焼却設備の構造】

- 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下、「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できること。
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
- 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

【焼却方法】

- 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 煙突の先端から火災又は黒煙が排出されないように焼却すること。
- 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

【お問い合わせ先】

舞鶴市 市民文化環境部 環境対策室 生活環境課 TEL 0773-66-1064
京都府中丹東保健所 環境衛生室 環境担当 TEL 0773-75-1156